

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第6条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年8月15日

香川県知事 浜田 恵造

## 【ダイキ牟礼店】

### 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	ダイキ牟礼店 高松市牟礼町牟礼1018番地								
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰</td></tr><tr><td>変更後</td><td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td></tr></table> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰</td></tr><tr><td>変更後</td><td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td></tr></table>	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰								
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之								
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰								
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之								
変更年月日	平成26年5月26日								
変更理由	ダイキ株式会社代表者交代のため。								

### 2 届出年月日

平成26年7月9日

### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【ダイキ上福岡店】

### 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	有限会社國村不動産 高松市上福岡町1240番地 ダイキ株式会社
----------------	---------------------------------------

	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	ダイキ上福岡店 高松市上福岡町字深田838番地1ほか								
変更した事項	<p>1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table> <p>2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸								
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之								
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸								
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之								
変更年月日	平成26年5月26日								
変更理由	ダイキ株式会社代表者交代のため。								

2 届出年月日  
平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	<p>ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>エ 意見の内容</p>
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【ダイキ香西店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目9番4号 いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市三番町四丁目12番地1				
大規模小売店舗の名称及び所在地	ダイキ香西店 高松市香西本町350番1				
変更した事項	<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸				
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之				
変更年月日	平成26年5月26日				
変更理由	ダイキ株式会社代表者交代のため。				

2 届出年月日  
平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

**【ダイキone川島・四季食彩館ムーミー川島店】**

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目9番4号 いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市三番町四丁目12番地1 株式会社ムーミー 高松市川島東町520番地				
大規模小売店舗の名称及び所在地	ダイキone川島・四季食彩館ムーミー川島店 高松市川島東町字東下所503番地ほか				
変更した事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸				
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之				
変更年月日	平成26年5月26日				
変更理由	ダイキ株式会社代表者交代のため。				

2 届出年月日  
平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【フジグラン丸亀ショッピングセンター】

### 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号				
大規模小売店舗の名称及び所在地	フジグラン丸亀ショッピングセンター 丸亀市川西町南字香川方1358番1ほか				
変更した事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸				
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之				
変更年月日	平成26年5月26日				
変更理由	ダイキ株式会社代表者交代のため。				

### 2 届出年月日

平成26年7月9日

### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月5日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

## 【ダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店】

### 1 届出の概要

届出者の氏名又は	ダイキ株式会社
----------	---------

名称及び住所	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 アイル・パートナーズ株式会社 高松市花園町一丁目2番11号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	ダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店 丸亀市飯山町川原北土居49番1ほか												
変更した事項	<p>1 大規模小売店舗の名称</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ飯山店・サンクス飯山町川原店</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店</td> </tr> </table> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>①ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 洋子</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>①ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 康正</td> </tr> </table> <p>3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>①ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 洋子</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>①ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 康正</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ飯山店・サンクス飯山町川原店	変更後	ダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店	変更前	①ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 洋子	変更後	①ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 康正	変更前	①ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 洋子	変更後	①ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 康正
変更前	ダイキ飯山店・サンクス飯山町川原店												
変更後	ダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店												
変更前	①ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 洋子												
変更後	①ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 康正												
変更前	①ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 洋子												
変更後	①ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 ②アイル・パートナーズ株式会社 代表取締役 真鍋 康正												
変更年月日	<p>1 大規模小売店舗の名称 平成25年3月1日</p> <p>2 大規模小売店を設置する者の代表者の氏名 ①平成26年5月26日 ②平成25年5月17日</p> <p>3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 ①平成26年5月26日 ②平成25年5月17日</p>												
変更理由	ダイキ株式会社、及びアイル・パートナーズ株式会社の代表者交代のため。												

2 届出年月日  
平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
---------	--

	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

**【ゆめタウン三豊】**

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 株式会社イズミ 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	ゆめタウン三豊 三豊市豊中町本山甲字六の坪22番ほか								
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰								
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之								
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰								
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之								
変更年月日	平成26年5月26日								
変更理由	ダイキ株式会社代表者交代のため。								

2 届出年月日

平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

**【ザグザグ三木店】**

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
----------------	----------------------------

大規模小売店舗の 名称及び所在地	ザグザグ三木店 木田郡三木町大字鹿伏字中所367番1ほか				
変更した事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸				
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之				
変更年月日	平成26年5月26日				
変更理由	ダイキ株式会社代表者交代のため。				

2 届出年月日  
平成26年7月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

### 【小豆島ショッピングセンター】

1 届出の概要

届出者の氏名又は 名称及び住所	ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号								
大規模小売店舗の 名称及び所在地	小豆島ショッピングセンター 小豆郡土庄町湊崎1447番1ほか								
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸								
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之								
変更前	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸								
変更後	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之								
変更年月日	平成26年5月26日								
変更理由	ダイキ株式会社代表者交代のため。								

2 届出年月日  
平成26年7月9日

### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	平成26年8月15日から平成26年12月15日まで

### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年12月15日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ